

令和5年（2023年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和5年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年9月5日（火）

出席議員

1 番 脇 昭 博

3 番 岡 村 哲 雄

5 番 原 隆 伸

7 番 奥 村 仁

9 番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2 番 宮 地 忍

4 番 大 西 瑞 香

6 番 東 篤 布

8 番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

（遅刻議員）

6 番 東 篤 布

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	宮 原 優
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

7 番 奥 村 仁	8 番 樋 口 泰 生
-----------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

上野隆志議会事務局長

開会前なのですが、少しお時間をいただきたいと思います。

本年8月1日に開催されました三重県町村議会議長会第75回定期大会におきまして、町村議会議員、満21年以上の在職者として入江康仁議長に対する表彰が行われました。

本日、副議長より表彰状の伝達を行いたいと思いますので、前のほうによりしく願います。

太田哲生副議長

表彰状。

紀北町、入江康仁様。

あなたは議会議員として在職せられること多年、この間よくその職務を尽くし、地方自治発展に貢献されました。

そのご功績は誠に大であります。

本会はそのご事績に深甚なる敬意を表し、ここに記念品を贈り、特別表彰いたします。

令和5年8月1日、三重県町村議会議長会会長、寺本清春。

以上、代読いたしました。

(拍手)

入江康仁議長

ただいま、私ごとのために時間をいただきまして本当にありがとうございます。

議員として22年間務めさせていただいたのも、同僚議員のご支援、また、ご協力があったことでございます。

本日ここに、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

上野隆志議会事務局長

それでは以上で、表彰状の伝達式を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

入江康仁議長

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから令和5年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

また、6番、東篤布議員から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程と議事日程を朗読させていただきます。

令和5年9月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、9月5日、火曜日、9時30分、本会議。開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、9月6日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月7日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月8日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月9日、土曜日、休会、休日。

第6日、9月10日、日曜日、休会、休日。

第7日、9月11日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、9月12日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、9月13日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、9月14日、木曜日、休会。予備日。

第11日、9月15日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和5年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）9時30分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第 6 諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第 7 諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第 8 諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第 9 諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第10 議案第30号	紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第11 議案第31号	紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第12 議案第32号	紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第13 議案第33号	専決処分の承認を求めることについて
第14 議案第34号	令和 5 年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）
第15 議案第35号	令和 5 年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
第16 議案第36号	令和 5 年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第17 議案第37号	令和 5 年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
第18 議案第38号	令和 5 年度紀北町水道事業会計補正予算（第 1 号）
第19 議案第39号	令和 4 年度紀北町水道事業会計利益の処分について
第20 認定第 1 号	令和 4 年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
第21 認定第 2 号	令和 4 年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第22 認定第 3 号	令和 4 年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第23 認定第 4 号	令和 4 年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第24 認定第 5 号	令和 4 年度紀北町水道事業会計決算認定について

第25 報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告について

第26 報告第3号 令和4年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

第27 請願案件

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 奥村 仁議員

8番 樋口泰生議員

のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月15日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 9 月 5 日から 9 月 15 日までの 11 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 8 月 29 日に議会運営委員会が開催され、9 月議会定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告を申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され受理した案件は、人事案件が 8 件、補正予算等の一般議案が 7 件、認定案件が 5 件、報告案件が 2 件の計 22 件となっております。

このほかに請願案件 4 件を受理しております。

所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

また、陳情 1 件と、要望 1 件については、町外からのものであるため、議員の棚に配付してあります。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申合せにより、決算特別委員会を設置して、審査することになっております。

議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は 6 名とし、構成については、総務産業常任委員会から 3 名、教育民生常任委員会から 3 名を選出していただきます。

なお、議案については、本日の本会議において追加議案として提出したいと思っておりますので、各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願いいたします。

次に、一般質問においてありますが、8 月 22 日から 28 日までの提出期間内に、7 人の議員から通告書が提出されました。日程については、12 日火曜日に 4 人、13 日水曜日に 3 人ということで 2 日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和 5 年度 5 月から 7 月分まで、普通会計の令和 4 年度 5 月分について同条

第3項の規定により、監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。東紀州環境施設組合議会が9月28日木曜日午前10時から開催の予定であります。組合議会議員におきましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の谷節夫氏が、6月4日にご逝去されました。谷氏におかれましては、平成3年の選挙で紀伊長島町議会議員に初当選し、平成30年11月30日までの間に、4期12年6か月にわたり町議会議員として町の発展に多大なご尽力を賜りましたことに、感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、報告いたします。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議はクールビズを実施することにいたしております。ただし、本会議については、上着着用、ネクタイを着用することといたします。常任委員会や全員協議会等の会議についてはクールビズを実施します。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議はつけることとし、その他委員会等では義務づけないことにいたします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。9月6日と7日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、台風7号による被害状況についてであります。

8月14日から15日にかけて、来襲いたしました台風7号による本町における人的被害は幸いにはございませんでしたが、住家・非住家の被害につきましては床上浸水が1棟、床下浸水が5棟、暴風による屋根の破損等が65棟ありました。

また、倒木等により、最大で約2,100戸が停電いたしました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

次に、公共施設につきましては、役場本庁舎は、町民ホール玄関ドアの破損等3か所、海山総合支所は別館2階のシャッター破損等2か所、教育施設では、潮南中学校のプール屋根の損壊をはじめ2施設、スポーツ施設では、赤羽公園の防球フェンス破損をはじめ4施設、生涯学習施設では、東長島公民館の雨漏りをはじめ5施設、地区集会所では志子奥集会所の屋根の一部損壊をはじめ3施設、商工観光施設ではふれあい広場マンドロの屋根と木製壁の一部破損をはじめ3施設、消防施設では、消防団三浦詰所のシャッター破損をはじめ2施設。避難路では、相賀新町避難路の倒木による損壊をはじめ2か所、環境施設では海山リサイクルセンターのシャッターの一部損壊、町営住宅では天摩団地のガラス破損をはじめ11施設、町道、河川では倒木や堆積土砂がありましたが、損壊等の被害はありませんでした。

農業用施設につきましては、ふるさと自然休養村センターの屋根の一部破損をはじめ3施設、水産業施設では島勝漁村センターのガラスの破損、漁港等では、流木等の漂着、林道では多くの倒木等がございましたが、損壊等の被害はございませんでした。

町指定文化財では、大白神社樹叢で倒木の被害がありました。

また、県道では、三戸停車場線が倒木により通行止めとなり、その他、国道422号や県道等において、雨量規制や冠水による通行止めがありました。

これらの被害箇所につきましては、一日も早い復旧に努めるとともに、今後とも、町民の皆様生命、財産を守るために、自主防災会、消防団、消防行政機関などとの連携強化を図ってまいります。

続きまして、令和5年度紀北町防災訓練の結果報告についてであります。

9月3日に実施いたしました防災訓練は、南海トラフ地震とそれに伴う大津波が発生したという想定の下、4年ぶりに実施し、各自主防災会において、その想定を踏まえ高台への避難を重点に訓練を行っていただきました。

当日の住民の方の参加は、2,281名、消防団員や紀伊長島・海山両消防署員、役場職員の参加は約400名でありました。

なお、各自主防災会では、避難訓練に引き続き、それぞれの地域に合わせた防災訓練を実施していただいております。

今後も、町民一人一人の防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防、行政機関などとの連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただき大変ありがとうございました。

以上、2件をご報告いたしまして、9月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第12

入江康仁議長

お諮りします。

日程第5 諮問第1号から日程第12 議案第32号の8件については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議で審議をいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第1号から日程第12 議第32号の8件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りします。

人事案件8件については、提案者から提案理由の説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件8件については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、人権擁護委員の相賀1147番地9 松島保秀氏が本年12月31日をもって任期満了となり、同氏におかれましては平成30年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

つきましては同委員として行政関係に精通し、人格識見に優れ、地域社会に根ざした積極的な活動を遂行している同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、人権擁護委員の芝原孝史氏が本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として矢口浦229番地井土和久氏を候補者に推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

芝原孝史氏におかれましては、平成30年1月に人権擁護委員に就任され、同委員として長年にわたり、多大な尽力を賜ってきたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

後任の井土和久氏におかれましても、教育関係に精通し、人格識見に優れ、人権について理解と熱意を持って積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであり

ます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、人権擁護委員の上野まみ氏が本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として、東長島386番地1、柏屋由紀子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

上野まみ氏におかれましては、平成21年1月に人権擁護委員に就任され、同委員として長年にわたり、多大な尽力を賜ってきたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

後任の柏屋由紀子氏におかれましても、教育関係に精通し、人格識見に優れ、人権について理解と熱意を持って積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、人権擁護委員の直江ひとみ氏が、本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として、馬瀬499番地2、藤岡まり氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

直江ひとみ氏におかれましては、令和3年1月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

後任の藤岡まり氏におかれましても、障害者支援に携わり、人格識見に優れ、人権について理解と熱意を持って積極的な活動が期待できることから適任であると判断したものであります。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、人権擁護委員の石原澄子氏が本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として、長島2054番地11、米倉典子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

石原澄子氏におかれましては、令和3年1月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして厚く、御礼を申し上げます。

後任の米倉典子氏におかれましても、高齢者・障害者支援に携わり、人格識見に優れ、人権について理解と熱意を持って積極的な活動が期待できることから適任であると判断したものであります。

議案第30号、議案第31号並びに議案第32号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案であります、紀北町固定資産評価審査委員会委員

の奥田眞介氏、塩崎剛尚氏、伊藤智夫氏が本年11月27日をもって任期満了となります。

3氏におかれましては、紀北町固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。また、同委員として、優れた人格と高い識見を有する3人を引き続き選任いたしたく、議案第30号で、東長島287番地19、奥田眞介氏、議案第31号で、相賀717番地、塩崎剛尚氏、議案第32号で東長島1058番地2、伊藤智夫氏について、議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上8件であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑がある方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてを議題といたします。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

てを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第9 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第30号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第31号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第32号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

入江康仁議長

ここで、諮問案件に対して議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩いたします。

(午前 9時 58分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 02分)

入江康仁議長

これより討論、採決に入ります。

それでは、日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、諮問第1号については適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、諮問第2号については適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

次に、日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、諮問第3号については適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

次に、日程第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、諮問第4号については適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

次に、日程第9 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、諮問第5号については適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第30号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第10 議案第30号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第11 議案第31号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第11 議案第31号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第12 議案第32号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第12 議案第32号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13～日程第24

入江康仁議長

お諮りします。

日程第13 議案第33号から日程第24 認定第5号までの12件については提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第24までの12件については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきましてありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件についてご説明を申し上げます。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し承認を求めるものであります。

議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,765万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,247万4,000円といたしたいので議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,505万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ16億6,441万9,000円といたしたいので議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,057万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,154万3,000円といたしたいので議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,686万9,000円といたしたいので議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入につきましては、482万3,000円を増額し、総額を3億9,671万1,000円に、収益的支出につきましては482万3,000円を増額し、総額を3億8,985万6,000円に、資本的収入につきましては、1,299万2,000円を増額し、総額を1億6,816万7,000円に、資本的支出につきましては、1,800万円を増額し、総額を2億7,817万4,000円といたしたいので議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 令和4年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の令和4年度の決算であります。認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

以上、7件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第33号及び議案第34号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第33号の内容説明をさせていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

続いて18ページをご覧ください。

専決第2号 専決処分書

令和5年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年7月14日

紀北町長 尾上壽一

それでは、令和5年7月14日に専決しました予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,481万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正につきましては、本町の方で、新型コロナウイルスワクチンの予防接種により、お亡くなりになられた方が1名おられまして、予防接種健康被害給付金を早急にお支払いする必要があったため、専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明をさせていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第2目・衛生費負担金は、4,441万2,000円を増額するもので、予防接種事業に係る予防接種健康被害給付費負担金を新たに計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は、4,441万2,000円を増額するもので、予防接種事業は、新型コロナウイルスワクチンにかかる予防接種健康被害給付金を新たに計上するものであります。

以上で、令和5年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度 紀北町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度 紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,765万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,247万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金563万7,000円を増額は、本年度に入り新たに設置されました、みえ子ども・子育て応援総合補助金で、児童生徒安全確保のためのヘルメット給付と、中学校部活動文化総合部の備品整備に伴い、事業費に対し3分の2の県補助金が交付されるものでございます。

第8目・教育費補助金73万7,000円の増額は、学校安全特別対策事業費補助金で、通園通学バスへの安全装置取り付けに対する補助金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、3億2,346万9,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻入れするものでございます。なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億2,031万3,000円となります。

第3目・地域づくり事業基金繰入金396万1,000円の増額は、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業に繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに特別会計繰入金3,652万2,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計繰入金で、療養給付費負担金の精算に伴うものでございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金6億426万8,000円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、令和4年度決算に基づく前年度繰越金6億1,426万8,000円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

次に、歳出をご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は3億730万9,000円を増額するものでありますが、基金管理事業は、繰越金の約2分の1の3億720万円を財政調整基金に積み立て、地域づくり事業基金で前年度事業の精算に伴う充当残の10万9,000円を地域づくり事業基金に積み立てるものでございます。

9ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第2目・賦課徴収費は295万5,000円を増額するものでありますが、町税賦課・徴収事業は、電算システムの改修を行い、個人住民税普通徴収分の納付書にQRコードを印字することにより、納税される方の利便性等を向上させるものでございます。

10ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は117万2,000円を増額するものでありますが、中山間地域総合整備事業は、県の対応を踏まえ、紀北3期地区としての事業を令和8年度から実施するに当たり、紀北町農村振興基本計画を策定するための委託料を計上するものでございます。

第5目・農地費は276万3,000円を増額するものでありますが、一般土地改良事業59万6,000円の増額は、事業精算に伴う、三重県土地改良事業団体連合会負担金の増額でござい

ます。農地防災事業216万7,000円の増額は、船津川排水機場除塵機の修繕料を計上するものでございます。

11ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第3目・観光費は396万1,000円を増額するものでありますが、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業は、炭火焼ハウスの屋根の改修とコテージ裏の危険木の伐採を急遽実施するための工事費と委託料を計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は74万3,000円を増額するものでありますが、児童生徒スクールバス運行事業は、スクールバス車内置去防止安全装置を設置するに当たり、修繕料を新たに計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第2目・教育振興費は409万6,000円を増額するものでありますが、小学校教育活動振興助成事業は、小学児童512名の自転車用ヘルメットを新たに購入するものでございます。

14ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は224万円を増額するものでありますが、中学校図書及び特別備品整備事業は、文化総合部向け音響機材及び楽器を新たに購入するものでございます。

第2目・教育振興費は212万円を増額するものでありますが、中学校教育活動振興助成事業は、中学生徒265名の自転車用ヘルメットを新たに購入するものでございます。

15ページをご覧ください。

第4項、第1目ともに幼稚園費は29万7,000円を増額するものでありますが、幼稚園管理運営事業は、園児送迎バス車内置去防止安全装置を設置するに当たり、修繕料を新たに計上するものでございます。

以上で、議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、ここで10時45分まで休憩いたします。

（午前 10時 26分）

入江康仁議長

それでは、皆さん、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

入江康仁議長

次に、議案第35号及び議案第36号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第35号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,441万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金3,604万9,000円の増額分のうち、普通交付金3,925万1,000円の増額は、町の医療保険給付費等に伴う三重県からの交付金分となります。特別交付金320万2,000円の減額は、三重県からの努力支援、特別調整交付金、県繰入金に係る各事業費の確定に伴うものでございます。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金108万8,000円の減額は、前年度繰

越金の精算により、財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金2,009万6,000円の増額は、前年度事業費の精算による歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費53万円は国民健康保険の産前産後保険料減免に対応するためのシステムの改修費でございます。

9ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費3,409万4,000円の増額は、三重県から提示される療養給付費の決算見込額の決定によるものでございます。

10ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費・515万7,000円の増額は、三重県から提示される高額療養費の決算見込額の決定によるものでございます。

11ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項・医療給付費分、第1目・一般被保険者医療給付費分116万円の減額と、12ページをご覧ください。第2項・後期高齢者支援金等分、第1目・一般被保険者後期高齢者支援金等分23万9,000円の増額と、13ページをご覧ください。第3項・介護納付金分、第1目・介護納付金分92万1,000円の増額につきましては、三重県に支払う納付金の係数の確定に伴い、納付金額が補正されたものでございます。

14ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金1,527万6,000円の増額は、前年度繰越金の精算により積み立てるものでございます。

以上で、議案第35号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第36号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,057万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,154万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金4,057万6,000円の増額は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金405万4,000円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料負担金の増額でございます。

8ページをご覧ください。

第4款諸支出金、第2項繰出金、第1目他会計繰出金3,652万2,000円の増額は、前年度精算による一般会計への繰出金でございます。

以上で、議案第36号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第37号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第37号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和５年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,686万9,000円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和５年９月５日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から、６ページのほうをご覧ください。

第５款・繰入金、第１項・基金繰入金、第１目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金の89万8,000円の減額でございますが、紀北町指定介護老人福祉基金の減額によるものでございます。

続きまして、第６款・繰越金、第１項・繰越金、第１目・繰越金928万円の増額でございます。これにつきましては、歳計剰余金が発生したための928万円の増額となっております。

続きまして、歳出にいきまして、７ページをご覧ください。

第１款・総務費、第１項・施設管理費、第１目・一般管理費、これにつきましては老人ホーム管理運営事業の財源の組替えでございまして、当初89万8,000円の繰入金を充てておりましたが、今回、それを減額して、財源を組み替えたものでございます。

続きまして、８ページのほうをお願いします。

第３款・基金積立金、第１項・基金積立金、第１目紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金でございます。838万2,000円の増額ですが、これにつきましては先ほどの歳入のほうで、剰余金が出たことに伴いまして、新たに紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金838万2,000円を計上させていただいたものでございます。

説明については以上です。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いします。

入江康仁議長

次に、議案第38号及び議案第39号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、議案第38号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度 紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億9,188万8,000円に、補正予定額482万3,000円を増額し、計を3億9,671万1,000円に、第1項・営業収益の既決予定額3億2,692万2,000円に、補正予定額482万3,000円を増額し、計を3億3,174万5,000円に補正するものでございます。

支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億8,503万3,000円に、補正予定額482万3,000円を増額し、計を3億8,985万6,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億5,357万3,000円に、補正予定額482万3,000円を増額し、計を3億5,839万6,000円に補正するものでございます。

次に、（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,000万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額807万7,000円、過年度分損益勘定留保資金164万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億28万3,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的収入の既決予定額1億5,517万5,000円に、補正予定額1,299万2,000円を増額し、計を1億6,816万7,000円に、第1項・負担金の既決予定額4,900万円から、補正予定額2,290万8,000円を減額し、計を2,609万2,000円に、第3項・企業債の既決予算額6,450万円に、補正予定額3,590万円を増額し、計を1億40万円に補正するものでございます。

支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額2億6,017万4,000円に、補正予定

額1,800万円を増額し、計を2億7,817万4,000円に、第1項・建設改良費の既決予定額1億4,752万5,000円に、補正予定額1,800万円を増額し、計を1億6,552万5,000円に補正するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

起債の目的が、「上水道建設改良資金にあてるため」のものの限度額につきまして、既決予定額が6,450万円に、補正予定額3,590万円を増額し、計を1億40万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画説明書に基づき、収益的収入からご説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

第1款・水道事業収益、第1項・営業収益、第3目・受託工事収益は、482万3,000円を増額し、482万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、三重県からの受託工事に伴う受託工事収益482万3,000円の増額によるものでございます。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第7目・受託工事費は、482万3,000円を増額し、482万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、三重県からの受託工事に伴う城ノ浜地区レク都市熊野灘臨海公園プールの給水管布設工事に係る工事請負費等482万3,000円の増額によるものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、

第1款・資本的収入、第1項、第1目ともに負担金は、2,290万8,000円を減額し、2,609万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、相賀橋架替工事に伴う仮設工事に係る補償金2,290万8,000円の減額によるものでございます。

第1款・資本的収入、第3項、第3目ともに企業債は、3,590万円を増額し、1億40万円

とするものでございます。

内容といたしましては、相賀橋架替工事に伴う仮設工事に係る補償金からの財源組替及び道路整備工事に伴う支障移転工事等による起債の借入れ3,590万円の増額によるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は、1,800万円を増額し、1億4,339万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、道路整備工事に伴う水道管支障移転工事等による工事請負費1,800万円の増額によるものでございます。

以上で、議案第38号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議案第39号 令和4年度紀北町水道事業会計利益の処分についてご説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第39号 令和4年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金9,316万9,966円のうち10万円を減債積立金に積み立て、117万2,127円を建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

20ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4、令和4年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高9,316万9,966円のうち、議会の議決による処分額といたしましては、127万2,127円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に10万円、建設改良積立金に117万2,127円を積み立てたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

続きまして決算関係であります。まず最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

加藤代表監査委員。

加藤克英監査委員

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

令和4年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算

令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度紀北町土地開発基金運用状況調書

令和4年度紀北町育英基金運用状況調書

令和4年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

令和4年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

令和5年7月27日から令和5年8月21日

3 審査を実施した監査委員

加藤克英、平野隆久議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書

類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ、25ページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などを適法かつ正確に作成し、収支についても適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は112億1,813万5,977円であり、前年度に比べ2億4,862万9,195円(1.05ポイント)増額となっている。財源別に見ると、自主財源額は、33億463万3,511円で前年度比12.78%の増加、依存財源額は、79億1,350万2,466円で前年度比1.57%の減少となっている。

自主財源額増加の主な要因としては、基金の取崩しの増加により、繰入金が前年度対比3億7,546万7,703円(103.12%)増加していることによるものである。なお、ふるさと納税の寄附金額は、前年度1億1,049万4,000円から4,321万9,000円増加し、1億5,371万3,000円であり、全国的にふるさと納税の獲得競争が激化している中で、魅力ある返礼品の選定のみならず、寄附者の多様なニーズに寄り添った取組が行われている結果であると思われる。引き続き、紀北町の魅力を発信していけるよう取り組まれるとともに町全体の産業振興に資するよう注力されたい。

主たる自主財源の町税では、3年ぶりに対前年度比で上昇し、75万1,853円(0.05%)の増額となった。また、収納率も前年度から0.29ポイント上昇し、97.40%となっている。紀北町においても少子高齢化による就労人口の減少は続いていくことが予想されることから、今後とも自主財源の確保に努められたい。

一般会計の歳出決算額は105億7,075万7,087円で、前年度より1億9,835万7,238円(1.91%)増額となった。これは、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による「がんばろう商品券事業」などによるものである。今後とも財政規律に留意しつつ、緊急の必要がある事業のみならず、地域経済の活性化に向けて、紀北町第2次総合計画に基づく事業を積極的かつ計画的に取り組んでいただきたい。

最後に、昨今の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の5類移行を背景に経済社会活動の正常化が進んでいる中であっても、世界情勢の不安定化によるエネルギー・穀物など資源価格の上昇、さらには円安基調とが相まって、物価の高騰が続いており、地域経済回復の

見通しも非常に不透明となっている。しかしながら、財政の健全性を堅持しつつ急速に進展する社会変革に対応した紀北町の未来への積極的な投資についてもちゅうちょすることなく行っていただき、今後とも、より一層長期的な展望に立った適切な町政運営を推進していただくことを切にお願いするものである。

続きまして、令和4年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度 紀北町水道事業会計決算

2 審査の期間

令和5年6月27日から令和5年8月21日

3 審査を実施した監査委員

加藤克英、平野隆久議員でございます。

4 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成されており、会計帳簿及び証拠書類と照合点検したところ計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ、3ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績はおおむね良好であると考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から引き続き行われている水道基本料金の減免は、住民生活及び経済活動を支える上で非常に意義のあるものであった。令和4年度における営業収益は昨年度と比べて増加し、当年度純利益は減少したものの、黒字経営となっている。

また、現年度収納率については、99.34%で昨年度より0.12ポイント減少しているが、引き続き高い水準を維持している。今後も納付の利便性を維持し、過年度分も含め収納率の確保に努められたい。

年間有収水量率について、全体では55.3%と昨年度に比べ0.8ポイント減少しており、県下においていまだに低い状況である。しかし、中里・上里・馬瀬浄水場は61.8%で昨年度と比べ8.9ポイント増加しており、令和4年度の建設改良工事として、上里地区と馬瀬地区の配水管の布設替えが行われたことが有収水量率の増加につながったと考えられる。

このことから、全体の年間有収水量率の増加のため、引き続き老朽管の布設替えの継続と漏水箇所を早期に特定するなどの対策を講じられたい。

水道事業の取巻く経営環境は、物価上昇やエネルギー価格の高騰、少子高齢化による人口減少などの社会環境の変化の中で、先行きが不透明な状況であり、今後さらに厳しさを増すことが懸念される。こうした経営環境においても、水道事業は、住民生活をはじめ、あらゆる分野における極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営を維持するため、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な財源の確保を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

入江康仁議長

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

宮本会計管理者。

宮本忠宜会計管理者

それでは、令和4年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いします。

認定第1号 令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の款の金額、項以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元の決算説明資料を併せてご参照願います。

それでは、一般会計・歳入から説明させていただきますので、決算書の13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・町税でございます。

町税全体の収入済額は、14億803万3,759円、調定額は、14億4,555万8,777円で、徴収率は97.40%、前年度が97.11%で、0.29%の増となり、このうち現年度分の徴収率は99.02%、滞納繰越分の徴収率は33.63%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は1億2,581万6,000円。

第3款・利子割交付金の収入済額は60万9,000円。

15ページをお願いいたします。

第4款・配当割交付金の収入済額は930万2,000円でございます。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は671万6,000円。

第6款・法人事業税交付金の収入済額は3,157万5,000円。

第7款・地方消費税交付金の収入済額は3億6,789万円。

第8款・環境性能割交付金の収入済額は969万1,453円。

第9款・地方特例交付金の収入済額は712万4,000円。

17ページをお願いいたします。

第10款・地方交付税の収入済額は45億7,675万6,000円。

第11款・交通安全対策特別交付金の収入済額は76万3,000円。

第12款・分担金及び負担金の収入済額は3,028万4,294円で、主な収入は、第2項・負担金、第2目・民生費負担金の私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金等でございます。

第13款・使用料及び手数料の収入済額は、1億8,375万4,255円で、19ページをお願いいたします。主な収入は、第1項・使用料、第5目・商工使用料では、森林公園オートキャンプ場施設使用料、温泉施設使用料等、第6目・土木使用料は、町営住宅使用料等、第7目・教育使用料は、健康増進施設使用料等でございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は、戸籍住民手数料等でございます。

続きまして、第14款・国庫支出金の収入済額は14億4,939万1,692円で、主な収入は、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当等負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金等、21ページをお願いいたします。第2目・衛生費負担金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、個人番号カード事務費補助金等、第2目・民生費補助金は、価格高騰緊急支援給付金事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金繰越分、第3目・衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等、第4目・農林水産業費補助金は、農山漁村振興交付金、海岸保全施設整備事業費補助金、同じく繰越分、第6目・土木費補助金は、道路メンテナンス事業費補助金等でございます。

23ページをお願いいたします。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金は、国民年金事務委託金等でございます。

第15款・県支出金の収入済額は5億2,508万9,321円で、主な収入は、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金では、障害者介護給付費負担金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金、児童手当等負担金等でございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金では、心身障害者医療費補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金、子ども医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金等、第3目・衛生費補助金では、浄化槽設置促進事業補助金等、25ページをお願いいたします。第4目・農林水産業費補助金は、みえ森と緑の県民税市町交付金、林道改良事業費補助金、造林事業費補助金、県単沿岸漁場整備事業費補助金繰越分、団体営ため池等整備事業費補助金繰越分等、第7目・消防費補助金は、地域減災力強化推進補助金、第10目は、電源立地地域対策交付金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金では、県民税徴収取扱委託金、参議院議員選挙執行委託金、県議会議員選挙執行委託金等、27ページをお願いいたします。第6目・土木費委託金は、江ノ浦橋管理委託金、海岸清掃委託金等、第7目・消防費委託金は、樋門管理委託金でございます。

第16款・財産収入の収入済額は2,288万1,629円で、主な収入は、第1項・財産運用収入の土地の貸付収入、基金運用利息等、第2項・財産売払収入の立木売払収入、物品売払収入等でございます。

29ページをお願いいたします。

第17款・寄附金の収入済額は1億5,401万3,000円で、主な収入は、第1項・寄附金、第1目・総務費寄附金のふるさと寄附金等で、寄附件数は9,461件でございます。

第18款・繰入金の収入済額は7億3,958万5,959円で、第1項・基金繰入金は、財政調整基金、減債基金、庁舎等改築及び改修基金、ふるさと応援基金からの繰入金でございます。

続きまして、第19款・繰越金の収入済額は、5億9,710万6,933円で、前年度の歳計剰余金でございます。

31ページをお願いいたします。

第20款・諸収入の収入済額は1億6,897万3,682円で、主な収入は、第1項・延滞加算金及び過料では、町民税や、固定資産税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入では、奨学資金貸付金返還金及び災害援護資金貸付金返還金、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は、地域支援事業受託事業収入、老人ホーム入所者受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入は、分収造林受託事業収入等、第5項・雑入は、消防団関係雑入等でございます。

続きまして、第21款・町債の収入済額は8億277万9,000円で、第1目・総務債では、過疎対策事業債でソフト事業等、33ページをお願いいたします。第3目・衛生債では、過疎対策事業債でごみ収集車整備事業に、第4目・農林水産業債では、合併特例事業債で海岸保全施設整備事業、同じく繰越分、過疎対策事業債で、中山間地域総合整備事業、林道便石線舗装事業、林道野又越線改良事業、海野浦漁港樋門整備事業、中山間地域総合整備事業繰越分、海野浦漁港樋門整備事業繰越分、緊急自然災害防止対策事業債では県単排水施設整備事業、同じく繰越分等に、第6目・土木債では、過疎対策事業債で、町道白浦線道路整備事業、町道相賀朝日町5号線道路整備事業、町道戸ノ須2号線道路整備事業、町道小山里ノ内線道路舗装事業、町道汐見町10号線道路整備事業、町道呼崎10号線ほか1路線道路整備事業、町道志子7号線道路整備事業、町道田ノ谷9号線道路整備事業、町道河内1号線ほか1路線道路舗装事業、町道入江西町線道路舗装事業、町道前山1号線ほか1路線道路舗装事業等、橋りょう改修事業債、同じく繰越分等に、緊急自然災害防止対策事業債で、町道相賀桧町6号線道路整備事業等に、第7目・消防債では、過疎対策事業債で指揮車整備事業等、緊急防災・

減災対策事業債で小型動力ポンプ積載車整備事業、緊急自然災害防止対策事業債で排水機場整備事業に、第8目・教育債では、公共施設等適正管理推進事業債で、相賀小学校整備事業、海山グラウンド整備事業に充当しております。

第10目は、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額113億766万3,300円、調定額は113億432万4,700円、調定額に対する収入済額が112億1,813万5,977円となり、第1款・町税及び第12款・分担金及び負担金の不納欠損額は348万2,816円でございます。また、第1款・町税、第12款・分担金及び負担金、第13款・使用料及び手数料、第20款・諸収入を合わせた収入未済額が8,270万5,907円となりました。

続きまして、歳出でございます。

35ページをお願いいたします。

第1款・議会費の支出済額は8,882万5,853円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は17億7,426万6,864円で、第1項・総務管理費の主な支出は、第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、会計年度任用職員人件費、総合住民情報システム運営事業等、第1項・総務管理費の繰越明許費239万2,318円は、公用車管理事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。

37ページをお願いいたします。

第2目・文書広報費は、文書取扱事業、CATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、法令・例規集管理事業、第3目・財政管理費は、財務会計システム運営事業等、第5目・財産管理費は、基金管理事業、地区集会所建設事業、庁舎・公用車・町有財産の維持管理、地区集会所管理事業等でございます。

39ページをお願いいたします。

第6目・企画費は、ふるさと寄附金推進事業、地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業等、第7目・支所及び出張所費は、総合支所の管理経費、会計年度任用職員報酬等、41ページをお願いいたします。第10目・生活安全推進費は、交通安全対策推進事業等、第12目・諸費は、町税過誤納付による歳出還付金等、第13目・地域振興費は、住宅リフォーム支援事業でございます。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は、職員人件費や税務一般事務費、43ページをお願いいたします。第2目・賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費でございます。

第3項・戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、会計年度任用職員人件費、戸籍電算管理事業等でございます。

第4項・選挙費は、職員人件費や、町議会議員選挙、参議院議員選挙などの執行に要した経費でございます。

45ページをお願いいたします。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は、指定統計調査受託事業に要した経費でございます。

47ページをお願いいたします。

第3款・民生費の支出済額は、27億834万6,143円で、第1項・社会福祉費の主な支出は、第1目・社会福祉総務費では、職員人件費や紀北広域連合運営事業、価格高騰緊急支援給付金事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業繰越分等、第3目・身体障害者福祉費は、障害者介護・訓練等給付事業、心身障害者医療費助成事業、障害者更生医療費給付事業等、49ページをお願いいたします。第4目・国民年金事務費は、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

第2項・老人福祉費の主な支出は、第1目・老人福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、老人福祉施設措置事業、認知症施策推進事業、配食サービス事業等、第2目・養護老人ホーム費では、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に要した経費でございます。

51ページをお願いいたします。

第3項・児童福祉費の主な支出は、第1目・児童福祉総務費では、放課後児童クラブ対策事業、子育て支援センター設置事業等、第2目・保育所費は、児童保育事業、私立保育所保育対策事業、保育所保育料減免事業等、53ページをお願いいたします。第3目・児童措置費は、子育て世帯臨時特別給付金事業、児童手当等支給事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業等、第4目・母子福祉費では、子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業に要した経費でございます。

続きまして、第4款・衛生費の支出済額は、11億6,402万5,423円で、主な支出は、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員人件費及び会計年度任用職員人件費、地域保健共通事業、第1項・保健衛生費の繰越明許費108万円は、新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。55ページをお願いいたします。第2目・予防費は、予防接種事業、がん検診事業、新型コロナウイルス感染症対策事業等、第3目・環境衛生費は、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業等に

要した経費でございます。

57ページをお願いいたします。

第2項・清掃費の主な支出は、第1目・清掃総務費では、職員人件費等、第2目・じんかい処理費では、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業等、第3目・し尿処理費では、し尿処理事業に要した経費でございます。

第3項・上水道費は、企業債償還や水道基本料金減免等のための上水道事業繰出金でございます。

59ページをお願いいたします。

第5款・農林水産業費の支出済額は、5億8,771万1,573円で、主な支出は、第1項・農業費、第2目・農業総務費では、職員人件費、中山間地域総合整備事業等、第5目・農地費では、一般土地改良事業、有害鳥獣対策事業、農地防災事業等に要した経費でございます。

第1項・農業費の繰越明許費5,004万9,300円は、第2目・農業総務費の中山間地域総合整備事業に要する経費、第5目・農地費の農地防災事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。

61ページをお願いいたします。

第2項・林業費の主な支出は、第1目・林業総務費では、職員人件費、林政総合企画事業、第2目・林業振興費は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、森林経営管理推進事業等、63ページをお願いいたします。第3目・林業施設費では、林道改良事業、林道・治山関係事業、第4目・町有林造成費では、職員人件費や町有林造成事業、同じく繰越分、第5目・分収造林費は、分収造林事業に要した経費でございます。

第2項・林業費の繰越明許費967万1,000円は、第3目・林業施設費の林道改良事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。

第3項・水産業費の主な支出は、第1目・水産業総務費では、職員人件費、島勝漁村センター管理事業等、65ページをお願いいたします。第2目・水産業振興費では、漁業振興対策事業、水産資源増殖事業等、第3目・漁港管理費では、海岸保全施設整備事業、同じく繰越分や漁港管理事業、同じく繰越分に要した経費でございます。

第3項・水産業費の繰越明許費1億1,536万円は、第3目・漁港管理費の海岸保全施設整備事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、第6款・商工費の支出済額は、6億3,830万1,647円で、主な支出は、第1項・商工費、第1目・商工総務費では、職員人件費、がんばろう商品券事業等、第2目・商

工業振興費では、中小企業指導育成事業、道の駅マンボウ管理事業等に、67ページをお願いいたします。第3目・観光費では、森林公園オートキャンプ場管理運営事業、温泉施設管理運営事業、観光振興事業等に要した経費でございます。

続きまして、第7款・土木費の支出済額は、4億9,488万9,674円で、主な支出は、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務委託事業等、69ページをお願いいたします。第2項・道路橋りょう費の主な支出は、第1目・道路橋りょう総務費では、職員人件費等、第2目・道路橋りょう維持費では、白浦トンネル修繕工事、橋りょう点検業務等、第3目・道路橋りょう新設改良費では、町道戸ノ須2号線道路整備工事等に要した経費でございます。

第3項・河川費の主な支出は、第1目・河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業等、第2目・河川施設費では、河川改修及び維持補修事業等に要した経費でございます。

第3項・河川費の繰越明許費325万円は、第3目・砂防費の急傾斜崩壊対策事業負担金に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。

71ページをお願いいたします。

第4項・港湾費の主な支出は、第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業等、第2目・港湾施設費では、港湾施設整備事業負担金、同じく繰越分でございます。

第4項・港湾費の繰越明許費97万7,850円は、第2目・港湾施設費の港湾施設整備事業負担金に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。

第5項・都市計画費の主な支出は、第1目・都市計画総務費では、職員人件費等、第2目・公園費では、県営公園整備促進事業、同じく繰越分に要した経費でございます。第5項・都市計画費の繰越明許費2,121万1,100円は、第2目・公園費の県営公園整備促進事業に要する経費を令和5年度へ繰り越すものでございます。73ページをお願いいたします。第6項・住宅費では、町営住宅管理事業、木造住宅耐震補強事業等に要した経費でございます。

続きまして、第8款・消防費の支出済額は、8億1,496万5,826円で、主な支出は、第1項・消防費、第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金等、第2目・非常備消防費では、消防団、消防団員活動事業等、第3目・消防施設費では、消防施設・機械器具整備事業等、75ページをお願いいたします。第4目・水防費では、河川海岸水防対策事業、汐ノ津呂排水機場整備事業、第5目・災害対策費では、防災行政無線管理事業、災害対策事業等に要した経費でございます。

続きまして、第9款・教育費の支出済額は、8億8,315万6,136円で、主な支出は、第1

項・教育総務費、第2目・事務局費では、職員人件費、児童生徒スクールバス運行事業等、77ページをお願いいたします。第3目・教育振興費では、きほく子育て応援事業等、第4目・奨学費では、奨学金貸与事業に要した経費でございます。

第2項・小学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、小学校8校の管理運営や修繕などに要した経費、79ページをお願いいたします。第2目・教育振興費では、小学校教育活動振興助成事業、要保護・準要保護児童就学援助費等に要した経費でございます。

第3項・中学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、中学校4校の管理運営や修繕などに要した経費、第2目・教育振興費では、中学校教育活動振興助成事業、要保護及び準要保護生徒就学援助費等に要した経費でございます。

81ページをお願いいたします。

第4項・幼稚園費では、職員人件費、幼稚園の管理運営に要した経費でございます。

第5項・社会教育費の主な支出は、第1目・社会教育総務費では、職員人件費、図書館管理運営事業等、83ページをお願いいたします。第2目・公民館費は、公民館の管理運営に、第3目・郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営に、第4目・文化財調査費では、熊野古道関係事業等に要した経費でございます。

85ページをお願いいたします。

第6項・保健体育費の主な支出は、第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業等、第2目・給食施設費では、学校給食管理運営事業等、第3目・体育施設費では、健康増進施設管理事業、海山グラウンド管理事業等に要した経費でございます。

87ページをお願いいたします。

第11款の公債費の支出済額は14億1,626万7,948円で、地方債の元金と利子の償還金でございます。

第14款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額113億766万3,300円に対しまして、支出済額が105億7,075万7,087円、繰越明許費繰越額が2億399万1,568円、その結果、差引不用額は5億3,291万4,645円となりました。

89ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額112億1,813万6,000円から、歳出総額105億7,075万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は6億4,737万9,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源3,311

万1,000円を差し引いた6億1,426万8,000円を、実質収支額として令和5年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、財産に関する調書でございます。

前年度に比べ、増減のあった箇所について、説明をさせていただきます。

91ページをお願いいたします。

1、公有財産の（1）土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、公共用財産、その他の施設2,116㎡の増は、紀北町クリーンセンター進入道路用地購入による増でございます。

山林3,476㎡の減は、県への寄附採納等による減、原野601㎡の減及びその他304㎡の減は、ともに財産の売却による減でございます。

続きまして、建物でございます。

建物の木造についての区分欄、公共用財産、公営住宅35㎡の減は、町営住宅天摩団地1棟の解体による減、その他の施設2㎡の増は、上里集会所建設による増でございます。

建物の非木造の区分欄、公共用財産、その他の施設157㎡の減は、上里福祉会館取壊しによるものでございます。

（2）の山林の面積、区分欄、所有2万3,024㎡の増は、貸付林返還による増と県への売却と寄附採納、交換による減、貸付林2万6,500㎡の減は、貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量、所有4,521㎡の増は、成長による増、貸付林の返還による増と町有林の整備、伐採による減によるもので、分収林2,362㎡の増は、成長による増と分収林の伐採による減によるものでございます。

続きまして、（3）物権、92ページをお願いいたします。（4）の出資による権利の増減はございませんでした。

（5）の出捐金につきましては、公益財団法人三重県緑化推進協会に対する出捐金6万8,482円の減及び公益財団法人三重県農林水産支援センターに対する出捐金43万5,000円の減によるものでございます。

2の物品でございます。

区分欄、軽自動車、1台の減は、おでかけ応援サービス「えがお」の予備車両廃車によるものでございます。

93ページをお願いいたします。

3の基金でございます。

区分、動産の有価証券 2 億3,996万円の減額は、債券を売却したことによるものでございます。

預金（一般会計）では、財政調整基金 1 億4,698万7,000円の減、減債基金9,961万4,000円の減、庁舎等改築及び改修基金3,504万1,000円の減、地域づくり事業基金444万4,000円の減、環境衛生施設整備基金15万9,000円の増、地域振興基金 2 億4,547万6,000円の増、ふるさと応援基金2,397万8,000円の増、森林環境譲与税基金3,262万円の増、小計では、2,503万5,000円の増となっております。

預金（特別会計）では、国民健康保険財政調整基金4,698万円の増、指定介護老人福祉施設基金5,085万1,000円の減、小計では、387万1,000円の減となり、基金全体では 2 億1,879万6,000円を減額いたしております。

訂正をお願いします。

先ほどの基金のところの地域づくり事業基金444万4,000円の「減」と言いましたが、「増」でございます。どうぞよろしく訂正お願いいたします。

入江康仁議長

報告途中でございますが、昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

（午後 0 時 01分）

入江康仁議長

すみません。

時間前ですけど、ちょっと事務局から、ちょっと報告がありますので。

上野隆志議会事務局長

日程第 4 の行政報告におきまして、防災訓練の報告文書が抜けておりました。

どうも申し訳ございませんでした。

改めて、この昼休みに配付させていただきましたので、すみませんが、差し替えのほうお願いします。

加えたやつを、新たに配付させていただいておりますので、すみませんが、よろしくお願いします。今、机の上に置かせてもらっておるのが、加えたやつがあるかと思っておりますので、よろしくお願いします。どうも申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

配付漏れある。

上野隆志議会事務局長

ありました。

3ページ目がついとるような形になりますので。

それが差し替え分ですので、よろしくお願いします。

差し替えたやつっていうか後でお配りさせてもらった、正しいものです。

すみませんが、よろしくお願いします。

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

宮本会計管理者、続きの報告をお願いいたします。

宮本会計管理者。

宮本忠宜会計管理者

それでは、引き続きまして、認定第2号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定から、説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

認定第2号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書の100ページをお願いいたします。

歳入からでございます。

第1款・国民健康保険料の収入済額は、3億826万1,322円、調定額は、3億7,802万8,016円で、徴収率は81.54%、前年度が80.36%で、1.18%の増となり、このうち、現年度分の徴収率は98.23%、滞納繰越分の徴収率は14.21%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は、2万2,640円で、保険料の督促手数料でございます。

第3款・県支出金の収入済額は、13億3,607万3,060円で、保険給付費等交付金でございます。

102ページをお願いいたします。

第5款・繰入金の収入済額は、1億5,746万9,907円で、一般会計からの繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は、4,827万1,631円で、前年度の歳計剰余金でございます。

104ページをお願いいたします。

第7款・諸収入の収入済額は、220万9,710円で、延滞金、一般被保険者第三者納付金、一般被保険者返納金でございます。

第8款・国庫支出金の収入済額は、8,000円で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

以上、歳入合計では、予算現額20億6,102万7,000円に対する調定額は19億2,208万2,964円、調定額に対する収入済額が18億5,231万6,270円、不納欠損額が397万6,086円、収入未済額が6,579万608円となりました。

続きまして、歳出でございます。

106ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は3,668万7,611円で、主な支出は、第1項・総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費では、保険料の賦課徴収に要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は12億8,608万7,485円で、主な支出は、一般及び退職被保険者等の療養諸費、108ページをお願いいたします。高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でございます。

110ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金の支出済額は4億2,629万8,056円で、主な支出は、一般被保険者医療給付費、後期高齢者支援金等でございます。

第5款・保険事業費の支出済額は2,265万904円で、特定健康診査等事業費等でございます。

続きまして、第6款・基金積立金の支出済額は4,698万円で、財政調整基金への積立金でございます。

第7款・公債費の支出は、ございませんでした。

112ページをお願いいたします。

第8款・諸支出金の支出済額251万5,813円で、保険給付費等交付金返還金、保険料還付金等でございます。

第9款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額20億6,102万7,000円に對しまして、支出済額が18億2,221万9,869円となり、その結果、差引不用額は2億3,880万7,131円となりました。

114ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額18億5,231万6,000円から歳出総額18億2,222万円を差し引いた歳入歳出差引額は3,009万6,000円となり、これを令和5年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。

認定第3号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日

紀北町長 尾上壽一

決算書の121ページをお願いいたします。

まず歳入からでございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の収入済額は1億6,927万332円、調定額は1億7,275万7,890円で、徴収率は97.98%、前年度が98.47%で、0.49%の減となり、このうち現年度分の徴収率は98.97%、滞納繰越分の徴収率は34.73%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入は、ございませんでした。

第4款・繰入金の収入済額は4億3,088万8,628円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は1,906万5,033円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は3,694万2,612円で、延滞金、保険料還付金、療養給付費負担金精算金でございます。

123ページの下段をお願いします。

以上、歳入合計は、予算現額6億3,126万円に對する調定額は、6億5,965万4,163円、調定額に對する収入済額が6億5,616万6,605円、不納欠損額が3万2,969円、収入未済額は345

万4,589円となりました。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

決算書の125ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1,023万485円で、職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は5億8,973万7,455円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

続きまして、第4款・諸支出金の支出済額は1,562万1,901円で、保険料還付金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額6億3,126万円に対しまして、支出済額が6億1,558万9,841円となり、その結果、差引不用額は1,567万159円となりました。

127ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6億5,616万7,000円から、歳出総額6億1,559万円を差し引いた歳入歳出差引額は4,057万7,000円となり、これを令和5年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書24ページをお願いいたします。

認定第4号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日

紀北町長 尾上壽一

決算書の134ページをお願いいたします。

まず歳入からでございます。

第1款・サービス収入の収入済額は1億3,195万9,475円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第2款・県支出金の収入済額は114万6,843円で、介護職員処遇改善支援補助金でございます。

第5款・繰入金の収入済額は3,370万5,000円で、指定介護老人福祉施設基金繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は1,439万1,143円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は140万3,008円で、主な収入は、136ページをお願いいたします。第3項・利用者負担額補助金で紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございます。

歳入合計は、予算現額1億7,878万9,000円、調定額は1億8,260万469円、調定額に対する収入済額は1億8,260万469円、不納欠損額及び収入未済額は0円となりました。

続きまして、歳出でございます。

決算書の138ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は1億7,078万5,058円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は253万9,130円で、居宅介護サービス事業に要した経費などでございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

140ページの下段をお願いいたします。

歳出合計は、予算現額1億7,878万9,000円に對しまして、支出済額が1億7,332万4,188円となり、その結果、差引不用額は546万4,812円となりました。

142ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億8,260万5,000円から歳出総額1億7,332万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は928万1,000円となり、これを令和5年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計3件の決算の概要につきましては以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

歳入合計の調定額と収入済額、5,000円の部分が抜けてましたんで。

入江康仁議長

どの部分ですか、ちょっと奥村議員。

7番 奥村仁議員

1億8,260万5,469円を、1億8,260万469円と、5,000円抜けとった。

入江康仁議長

調定額と収入、決算の2つ、ここですね。

宮本忠宜会計管理者、分かります。ここね。

訂正だけ。

宮本忠宜会計管理者

失礼いたしました。

決算書136ページの収入合計、予算現額、正しくは予算現額が1億7,878万9,000円、調定額は1億8,260万469円。

入江康仁議長

そこ、5,000円が抜けとんの、これ。

そこが5,000円、抜けておるんです。

いいですか。

宮本忠宜会計管理者

すみませんでした。

調定額が正しくは、1億8,260万5,469円でございます。

申し訳ありませんでした。

その下の収入済額につきましても、正しくは1億8,260万5,469円でございます。

申し訳ありませんでした。

訂正をよろしく願います。

入江康仁議長

はいどうも、ご苦労さんです。

次に、認定第5号について詳細説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、認定第5号 令和4年度紀北町水道事業会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

認定第5号 令和4年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

それでは、決算書につきまして、ご説明させていただきます。

決算説明資料も配付させていただいておりますので、併せてご覧いただきますよう、よろしく願いいたします。

紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1、令和4年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込み額での記載となっております。

(1) 収益的収入及び支出の収入につきましては、

第1款・水道事業収益の決算額は、3億8,284万3,702円で、予算額に対しまして757万2,298円の減となっております。

第1項・営業収益の決算額は、2億7,957万1,374円で、主なものといたしましては、水道使用料等でございます。

次に、第2項・営業外収益の決算額は、1億300万2,276円で、主なものといたしましては、一般会計からの補助金や長期前受金の戻入れ等でございます。

次に、第3項・特別利益の決算額は、27万52円で、主なものといたしましては、過年度水道料金の調定増でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は3億7,660万9,756円で、不用額が592万244円となっております。

次に、第1項・営業費用の決算額は3億4,776万5,120円で、主なものといたしましては、職員の給与費、検針・集金、水質検査などの委託料、施設の動力費、減価償却費等でございます。

次に、第2項・営業外費用の決算額は2,877万6,008円で、主なものといたしましては、企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

次に、第3項・特別損失の決算額は6万8,628円で、貸倒引当金の繰入れによるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は9,749万2,389円で、予算額に対しまして1,427万8,611円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は100万円で、消火栓設置工事負担金1基50万円の2基分でございます。

第2項・補助金の決算額は5,099万2,389円で、主なものといたしましては、簡易水道事業債等の償還元金に係る一般会計からの補助金や建設改良事業に係る県補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は4,550万円で、上水道事業債の借入れとなっております。

支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は2億1,249万2,807円で、不用額につきましては3,398万7,193円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は9,311万5,159円で、決算書の14ページに200万円以上の工事の概況を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億1,937万7,648円で、内容につきましては、決算書の17ページ下段に、企業債の概況及び24ページから29ページに企業債明細書を掲載しております。

なお、3ページ下段に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填といたしまして、不足額の1億1,500万418円を、当年度分消費税資本的収支調整額454万8,536円と当年度分損益勘定留保資金1億1,045万1,882円で補填した旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2、令和4年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜額での記載となっております。

それでは、2列目の収益、費用の合計額により、ご説明させていただきます。

1、営業収益の合計額は2億5,416万5,311円、2、営業費用の合計額は3億3,880万5,282円、3、営業外収益の合計額は1億300万2,332円、4、営業外費用の合計額は、1,726万7,108円で、これらを差し引きした経常利益は、4列目に記載の額ですが、109万5,253円となりました。

5、特別利益につきましては24万5,502円で、6、特別損失につきましては6万8,628円で、当年度純利益につきましては127万2,127円となりました。

前年度繰越利益剰余金が、9,189万7,839円で、これを加えた当年度の未処分利益剰余金は、9,316万9,966円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

3、令和4年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましても、税抜額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が11億6,663万3,344円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、合計額が7ページの2列目でございますが、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は3,866万4,795円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、減債積立金は、当年度の変動はなく、当年度末残高は4,633万7,902円となっております。

建設改良積立金の当年度変動額はなく、当年度末残高は1億2,686万6,693円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は127万2,127円で、当年度末残高は9,316万9,966円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては、2億6,637万4,561円で、当年度末資本の合計は14億7,167万2,700円となりました。

次に、6ページ下段の4、令和4年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第39号 利益の処分案でございますので、よろしく願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

5、令和4年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、1. 固定資産の合計額が35億3,978万5,968円、2. 流動資産の合計額が2億8,260万9,083円で、資産の合計額は、38億2,239万5,051円となっております。

9ページをお願いいたします。

負債の部では、3. 固定負債の合計額が12億2,087万3,116円、4. 流動負債の合計額が1億2,723万6,038円、5. 繰延収益の合計額が10億261万3,197円で、負債の合計額は、23億5,072万2,351円となっております。

資本の部につきましては、6. 資本金が11億6,663万3,344円、7. 剰余金の合計額が3億503万9,356円で、資本の合計額は、14億7,167万2,700円となっており、負債と資本の合計額38億2,239万5,051円は資産の合計額と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を記載しております。

11ページ以降は、決算附属書類となっており、11ページから17ページは、令和4年度紀北町水道事業報告書でございます。

18ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。

19ページから21ページは収益費用明細書で、税抜きでの記載をしております。

22ページ、23ページは固定資産の明細書でございます。

24ページから29ページは企業債明細書でございます。

以上で令和4年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分にできますので、申合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第13

入江康仁議長

まず、日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第34号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

3点お伺いいたします。

9ページ、町民税課税徴収事業295万5,000円、これは財政課長の説明では、個人住民税の普通徴収でQRコードをスタートするもので、町民の皆さんの利便性をよくするためという説明がありました。

今回のこの9月にこういう変更が出てきたということは、国のほうでこのQRコード印字スタートについての変更があって、利便性を高めることができるようになったと思いますが、国のほうで、いつこういう変化があったのか、お伺いいたします。

そして、10ページ、中山間地域総合整備事業117万2,000円につきましても、これも今やっているところですが、作成等委託料ってなっておりますので、詳しい説明をお願いしたいのと、同じ一番下の農地防災事業も船津川の排水機場という説明がありましたが、詳しい説明をお願いいたします。

3点、以上です。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

税務課のほうから説明させていただきます。

まず、9ページの関係でございます。

事業費295万5,000円の増額ということで、理由なんですけども、総合住民情報システムの改修を行いまして、個人住民税普通徴収分の納付書へQRコードの印字をすることによりまして、納税される方の利便性等を向上させるものでございます。

今年度、システム改修を行いまして、来年度課税分から対応しようとするものです。

議員ご指摘の国のほうでということなんですけども、国のほう、令和5年の1月19日付の文書で、総務省自治税務局発出の事務連絡文書、令和5年度地方税制改正、地方税務行政の

運営に当たっての留意事項等についてという文書の中に、令和6年度から確定税額通知を行う税の納付書に、原則QRコードの印字を行っていただきたい、と示されたため、現在対応していない個人住民税普通徴収につきまして、来年度に向けてシステム改修を行うものです。

以上です。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、10ページのまず、中山間地域総合整備事業の117万2,000円につきましてご説明をいたします。

現在、中山間総合整備事業は、令和2年度から令和6年度にかけて、県営事業で、農道の整備、それから、農業用の水路の整備等を実施しておりますが、令和8年度から、新たに、紀北第3期の県営の中山間地域の総合整備事業を県営で実施するに当たりまして、事業の採択要件であります紀北町による農村振興基本計画をまず作成する必要性が生じたので、今年度、県のほうから令和8年度から県営で実施したいという相談がありまして、急遽補正で事業委託料を計画しました。

この農村振興基本計画は、主に水利組合や地元の農業者から今後の農道、それから、用水路等の整備の状況を聞き取りしまして、事業計画を策定するものでございます。

次に、船津川の、申し訳ないです、同じく10ページの116万7,000円の船津川排水機場の除じん機の修繕料でございますが、こちらが船津川排水機場なんですけども、令和4年度に除じん機のレールを回転させると、レールチェーンが詰まりまして、回転に負荷が生じ、駆動モーターが過負荷を検知しまして停止するという症状が出ました。

それで、昨年12月補正におきまして、その不具合の調査の事業のための予算措置を可決していただきまして調査をいたしました。

今回、この除塵機の悪い部分が見つかりましたので、そちらのほうを補正ではありますが、工事が大体、今、予定では4か月ほどかかるということで、令和6年度への当初予算の計上も考えましたが、補正において対応させていただきまして、令和4年度から災害等に、いち早く対応したいと考えておりますので、船津川の排水機場の除じん機の修繕料を計上しております。

説明としては以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

それでは住民税のQRコードの導入についてお伺いします。

住民税は、半分の方が非課税世帯という、大体それぐらいだと思うんですけども、その中でも、今回普通徴収の方に限ることなんですけど、銀行振替でやってる方もみえるので、大体、普通徴収の方っていうのは、全体でどれぐらいの方がこれ利便性を受けることができるようになるのか。

そして、もう1点、QRコードっていいますと、一遍に払わなくてはいけないのかなという思いもありますが、普通徴収の方で分納して頑張っておられる方もあります。QRコードで分納の方法も利用できるから導入されたと思うんですけども、詳しい説明を、素人ですので、QRコード、一生懸命当てて、いろんなところで、この頃あるんですけども、詳しい説明はシステムのちょっと中身とかよく分からないものですからお願いしたいと思います。

そして、中山間整備事業につきましては、8年度に向けてのことなんですけど、その作成の計画っていうのは、どれぐらいのときまでに終了することを予定されているのか分かりましたらお願いします。

そして、農地の防災事業につきましては、来年のシーズン前に終わりたいという決断を評価したいと思います。本当に間に合うように、よろしくお願いします。

以上です。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

近澤議員のご質問、2点お答えさせていただきます。

まず1点目、町民税の方の普通徴収ということなんですけども、今年度の当初の納税義務者数ということなんですけども、7,356人で、うち普通徴収は1,629人で割合としては22.15%ということでございます。

2点目、お答えいたします。

QRコード導入ということなんですけども、QRコード、令和5年4月からということで、固定資産税や軽自動車税、既に今年度から導入させていただいております。今回、上程させていただいた分なんですけども、普通徴収の分ということなんですけども、これも一緒なんですけども、地方税共同機構が管理運営いたしますeLTAX内の特設サイトで、地方税お支払

いサイトやスマートフォン決済を通じたキャッシュレス納付が可能となりましたほか、登録している銀行でありましたら、全国どこの銀行でも、例えば、都市部の銀行とか、北海道とか九州の銀行でも、登録している銀行ならば、納付可能ということで、お支払いが便利になりますよということが最大の利点でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

紀北町の農村振興基本計画につきましては、令和5年度中の計画書の作成を考えております。

また、今後のスケジュールなんですけども、今年度、基本計画を町が立てましたら、令和6年度から7年度にかけまして、三重県が今度は実施計画を策定いたします。

そして、令和8年度から各箇所の工事箇所の測量設計等に、県に実施していただく予定であります。

以上でございます。

入江康仁議長

答弁漏れありましたので、玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

申し訳ございません。1点答弁漏れがございました。

分納ということでございますけども、QRコードの関係なんですけど、これは通知書に付随してるような格好で、1期、2期、3期、4期という格好ですので、分納というのは難しいです。

その点、フォローするために、私ども税務課職員で窓口で、ちょっと親切に、丁寧に、説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

町民の皆さんが、全国どこでも、スマホからも、全国どこの銀行からも納付できることっ

という利便性がよくなる。

でも、最先端のサービスは職員の皆さんが行うということでやっぱり人間社会のつながりが大事なんだなっていうのがよく分かりました。

それで、今回、町民の皆さんは利便性がよくなるんですけれども、これをやるにつきまして、交付税措置とか、そういうものはあると思うんですけれども、具体的に、最後にお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

はい、お答えいたします。

先ほど申しあげました総務省自治税務局発出の事務連絡文書におきまして、交付税措置ということなんですけれども、令和5年度事業ならば、システム改修に要する経費につきましては、普通交付税措置を講ずるということで、文書に書かれておりましたので、このタイミングで予算計上させていただきました。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

4番 大西瑞香議員。

4番 大西瑞香議員

13ページと14ページの歳出の部分ですけれども、教育振興費の小学校と中学校のヘルメット購入についてなんですが、これは学校へ保管するヘルメットになるのか、それとも、よろしいですか、なのか、それとも自転車のヘルメットの義務化に伴う、それに関する購入費なのか、その点詳しく説明をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

議員のご質疑にお答えします。

学校に備え付けではなくて、ふだん、通常使うためのものとなっております。

通常、学校には学校に、既にもうヘルメットは備え付けてございますので、今回の部分は努力義務ですので、義務化に伴う部分で児童生徒のヘルメット購入ということになります。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

私、義務化と言いましたが、努力義務化、努力化ということなんですけれども、でしたら、ヘルメットを持っていない生徒さんに貸し出すという形になるのか、持ってみえても希望すれば貸し出すという、全員に貸し出すということになるかと思うんですが、自転車に乗る小中学生については。

その点についてお聞きします。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

貸し出しではなくて、給付、今回、給付事業ということで、児童生徒に給付する予定でございます。

4 番 大西瑞香議員

分かりました。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

1 点お伺いします。

15ページの教育費のところ、幼稚園管理運営事業ということで、説明では、バスの安全装置ということでお伺いしているんですけども、これ、バス、幼稚園のバスは2台か、2台につけるのか、また、その安全装置っていうのは、どのような程度のものなのか、いろいろあると思うんですけど、今回、つけようと予定している安全装置の精度みたいのをちょっと説明求めます。

答弁を求めます。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

ご質疑にお答えさせていただきます。

バス、幼稚園バス2台所有しておりまして、2台に設置予定でございます。

それで仕様なんですけども、仕様に関しましては、待ってください、降車時確認式というものを設置する予定でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

性能の件なんですけど、再度説明を求めますけども、降車時に確認するための安全装置ですね。

結局、運転手の方が確認をするための安全装置、どういうふうに、いろいろこの前も、いろんな事件っていうか、ごめんなさい事件じゃないけども、いろんなことがありましたので、どのような手順で、誰がどのような手順でどのように確認するのか、再度詳しい答弁を求めます。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

幼稚園バス、降車時確認式のものなんですけども、後ろに、車内の、車の後ろに押しボタンがあります。そこからブザーが鳴るようになっておるんですけども、まずエンジンを止めると、アナウンスがあります。後ろ確認してくださいというアナウンスがあって、それで運転者が後ろのほうへ行って、その停止ボタンというのを押します。

そうするとそのアナウンスが消えます。

その間、そのときに子どもが、例えば、寝込んでおったりとかそういうことを確認できるということになってございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第35号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第36号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第37号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第38号 令和5年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 議案第39号 令和4年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 認定第1号 令和4年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず、歳入全般について質疑を行います。

歳出については、35ページの1款・議会費から、68ページの6款・商工費までと、67ページ、7款・土木費から、93ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。

それでは、13ページから34ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出、35ページの1款・議会費から、68ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、67ページの7款・土木費から、93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで認定第1号についての質疑を終了いたします。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 認定第2号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第22

入江康仁議長

次に、日程第22 認定第3号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第23

入江康仁議長

次に、日程第23 認定第4号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第24

入江康仁議長

次に、日程第24 認定第5号 令和4年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

日程第25及び日程第26

入江康仁議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第25及び日程第26の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきましてご説明申し上げます。

報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第3号 令和4年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたささせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各報告案件の内容の説明を求めます。

まず、報告第2号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、報告第2号について説明させていただきます。

議案書の26ページをお願いします。

報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、健全化法第3条第1項の「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行う」とする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとなっております。

27ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計が全て黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては7.2%で、前年度の6.7%と比べ0.5ポイント増加しておりますが、参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べ、低い数値となっております。

主な要因といたしましては、元利償還金の増加によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、14.4%で、前年度の12.9%と比べまして1.5ポイント増加しております。

参考に記載しております、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

主な要因といたしましては、充当可能財源及び標準財政規模の減によるものでございます。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回るものではなく、財政の健全性は確保されたものとなっております。

なお、28ページ、29ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、報告第3号についての内容説明を求めます。

家倉水道課長。

家倉義光水道課長

それでは、報告第3号 令和4年度公営企業に係る資金不足比率の報告について、ご説明させていただきます。

議案書の30ページをお願いいたします。

報告第3号 令和4年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和5年9月5日提出

紀北町長 尾上壽一

31ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、比率の欄に数値が入っていないことから、水道事業会計におきましては、資金不足は発生しておりません。

32ページからは監査委員の意見書をつけさせていただいております。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

日程第25

入江康仁議長

まず、日程第25 報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第26

入江康仁議長

まず、日程第26 報告第3号 令和4年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで2件の報告案件についての質疑は終了し、聞きおくことといたします。

以上で今回提案されました事件についての質疑は全て終了しました。

日程第27

入江康仁議長

次に、日程第27 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願4件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

令和5年9月紀北町議会定例会請願文書表

令和5年9月5日

請願第1号 令和5年8月22日受理

件名 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

請願の要旨 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者の住所及び氏名

三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1 紀北町PTA連絡協議会会長 中野洋二

三重県北牟婁郡紀北町長島444番地 三重県紀北町校長会会長 奥田秀紀

三重県北牟婁郡紀北町相賀379番地1 三重県教職員組合紀北支部支部長 森康

紹介議員 岡村哲雄議員、宮地忍議員、平野隆久議員。

付託委員会、教育民生常任委員会でございます。

次に、請願第2号 令和5年8月22日受理

件名 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者及び紹介議員、付託委員会は同上でございます。

次に、請願第3号 令和5年8月22日受理

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会は同上でございます。

次に、請願第4号 令和5年8月22日受理

件名 防災対策の充実を求める請願書

子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者、紹介議員、付託委員会は同上でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

以上で請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

入江康仁議長

ここで決算特別委員会設置の追加議案を提出するため、この場で暫時休憩をいたします。

(午後 2時 08分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 10分)

日程の追加

入江康仁議長

お諮りします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件を日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

入江康仁議長

追加日程第1 発議第3号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案 5 件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第 6 条の規定により、委員 6 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査期限については、審査が終了するまでの閉会中も、なお、審査を行うことにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査に当たっては、委員 6 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査期限については、審査が終了するまで閉会中も、なお、審査を行うことに決定します。

それではお諮りします。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、1 番 脇昭博議員、2 番 宮地忍議員、7 番 奥村仁議員、9 番 太田哲生議員、10 番 瀧本攻議員、11 番 近澤チヅル議員の 6 名を指名します。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第 1 項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うことになります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

入江康仁議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

2時半まで、2時30分まで暫時休憩といたします。

(午後 2時 14分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 29分)

入江康仁議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会委員長に近澤チヅル議員、副委員長に瀧本攻議員が就任されました。決算審査に当たっては、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩とします。

(午後 2時 30分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 31分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

入江康仁議長

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、付託案件の審査については、総務産業常任委員会が明日6日水曜日、教育民生常任委員会が7日木曜日の開催ということであります。

開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となります。

委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

入江康仁議長

それでは本日はこれで散会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

(午後 2時 32分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5 年 12 月 12 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生